

第二十四回 参議院建設委員会會議録第十五号

昭和三十一年三月十五日(木曜日)午前
十時三十分開会

委員の異動

三月十三日委員小澤久太郎君辞任につき、その補欠として岡田信次君を議長において指名した。

三月十四日委員鶴見祐輔君及び岡田信次君辞任につき、その補欠として斎藤昇君及び小澤久太郎君を議長において指名した。

本日委員酒井利雄君及び永井純一郎君辞任につき、その補欠として伊能芳雄君及び小笠原二三男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君
近藤 信一君

委員

伊能繁次郎君
伊能 芳雄君
石川 榮一君
入交 太蔵君
斎藤 昇君
西岡 ハル君
武藤 常介君
小笠原二三男君
田中 一君
北勝太郎君
村上 義一君

衆議院議員

田中 角榮君

國務大臣

建設大臣 馬場 元治君

政府委員

建設省計画局長 町田 総君
建設省道路局長 富樫 凱一君
建設省住宅局長 鎌田 隆男君
事務局側
常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○都市公園法案(内閣提出)

○地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件

(盛岡、大曲間の道路に関する件)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員変更の件を御報告いたします。

三月十三日に小澤久太郎君が辞任され、その補欠として岡田信次君が指名され、三月十四日鶴見祐輔君及び岡田信次君が辞任され、それぞれその補欠として斎藤昇君及び小澤久太郎君が指名されました。また本日酒井利雄君が辞任せられ、伊能芳雄君が補欠として指名されました。

お諮りいたします。委員変更に伴い、理事一名が欠員になっております。

す。この際理事補欠互選を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないものと認めます。

つきましては、この補欠互選の方法は、成規の手続を省略いたしまして、委員長長の指名によることに御一任いた

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは私から理事に小澤久太郎君を指名いたします。

○委員長(赤木正雄君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供

○委員長(赤木正雄君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供

○委員長(赤木正雄君) では、これから採決を行います。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(赤木正雄君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致をもち、可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(赤木正雄君) 次に、多少順序は変更するかもしれませんが、都市公園法を議題に供します。

なお、本院規則第一百四条による本会

議における口頭報告の内容、第七十二

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないものと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、

多数意見者署名

北勝太郎 武藤 常介
西岡 ハル 村上 義一
近藤 信一 石井 桂
石川 榮一 伊能 芳雄
斎藤 昇 入交 太蔵
田中 一 小澤久太郎

○委員長(赤木正雄君) 次に、多少順序は変更するかもしれませんが、都市公園法を議題に供します。

○委員長(赤木正雄君) 次に、多少順序は変更するかもしれませんが、都市公園法を議題に供します。

規定が散在するにすぎず、これが管理に關する法制は全く存在しなかつたのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少なくない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に關する法律の制定が長年にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及び管理に關する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もつて公共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することとした次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。次に本法案の要旨につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に、本法は市街地の住民のための公園を規制の対象としたしまして、その範囲を都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地または都市計画の施設である公園もしくは緑地で地方公共団体が設置するものとしたのであります。

第二に、公園は本来屋外における休息、観賞、散歩、遊戯、運動等を行う場所であり、公園施設として設けられる建築物の建築等を限定したのであります。

第三に、公園の管理が乱れる最も大きな原因は、公園の効用を阻害する工作物等によつて公園が占用されることにありますので、これらの工作物等による都市公園の占用は、一定の要件を

満たさない限り、許されないものとしたのであります。

第四に、公園管理者である地方公共団体に對して、法令違反者等に対する監督処分権限を付与してこの法律の実効を確保することとしたのであります。

第五に、わが国の人口一人当りの都市公園の面積は諸外国に比較してきわめて狭く、かつ、都市公園は一たび廃止されればこれにかわるべき都市公園を建設することは容易でありませんので、公園管理者は、公益上特別の必要がある場合は廃止されるべき都市公園にかわるべき都市公園を設置される場合は、みだりに都市公園の全部または一部を廃止してはならないこととしたのであります。

第六に、都市公園の使用関係を私法上の契約にまかせておきますと、とかくその関係が不明確になりがちでありますので、都市公園を構成する土地物件については、私権の行使を制限することとしたのであります。

以上が都市公園法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(赤木正雄君) この法案は参議院が先議になっております。従つて、引き続き、本案の内容の詳細の説明を、政府委員からお願いたします。

○政府委員(町田稔君) ただいま御提案になりました都市公園法案につきまして、逐条的に御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定いたしましたのであります。この法律は、都市公園の健全な発達をはかつて

公共の福祉の増進に資するため、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めることを目的としたものであります。

第二条は、本法にいう都市公園と公園施設の定義を明らかにしたものであります。都市公園とは、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地または都市計画の施設である公園もしくは緑地地方公共団体が設置するものをいい、それらの地方公共団体がこれに設ける公園施設をも含みます。都市計画区域内に設ける公園と都市計画の施設である公園とは重複するようであり、都市計画区域外においても都市計画事業が執行される場合がございしますので、このように規定したわけでございます。

次に、公園施設とは、都市公園の効用を全うするために当該都市公園に設けられる第二項各号に掲げる施設をいいます。だが設けるかということは問わないのでございます。また第二項各号に掲げる施設であつても、都市公園の効用を全うするためのものでないものは、公園施設には含まれません。第三項は、都市公園及び公園施設と国立公園計画等に基いて設けられる施設との関係を明らかにしたものでございます。国立公園計画等に基いて設けられる施設は、都市公園または公園施設に含まれないこととしたのであります。

第三条は、都市公園の設置基準を定めたものであります。都市公園の設置は、合理的な配置及び規模のもとに行われることが好ましいので、地方公共団体が都市公園を設置するときは、政令で定める都市公園の配置及び規模に

関する技術的基準に適合するように行うものとしたのであります。なお、本条の政令におきましては、それぞれの都市公園の種類について、その利用者の誘致距離等の標準や面積の標準を定める予定にいたしております。

第四条は、公園施設の設置基準を定めたものであります。公園は本来屋外において散歩、観賞等のリクリエーションを行う場所であり、原則として建築されないことを建前とすべきであり、本条におきましては建築物である公園施設の建築率を原則として百分の二といたしました。ただし動物園を設ける場合等特例の場合もあり、政令で例外を定め得ることとしたのであります。

第二項では、第一項に定めるもののほか、公園施設の設置基準を政令で定めることとしたのであります。本項の政令におきましては、それぞれの都市公園の種類ごとにその公園に設けることを適当とする公園施設について定めることを規定いたしております。

第五条は、公園管理者以外の者が公園施設を設けた場合は、公園管理者は、売店その他特殊な公園施設で、みづから設けた場合はみづから管理することとが不適当または困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設けた場合は管理させることができることとしたのであります。

第六に、その場合には、その公園施設を設けた場合は管理しようとする者は、公園管理者の許可を受けなければならぬことになっております。また、あまりにも長期にわたつて同一の者に公園施設を設けさせたり管理させたりするこ

とは、諸種の弊害を生ずることも予想され好ましくありませんので、その期間を一応十年とするということにいたしました。ただし、この更新を妨げるものではございません。

第六条は、公園施設以外の工作物その他の物件または施設による都市公園の占用の許可について規定いたしました。都市公園の管理が乱れる最も大きな原因は、これらの工作物その他の物件または施設によつて都市公園が占用されることにありますので……

○委員長(赤木正雄君) この法案が入つていないのですが、これはこの中に都市公園法案とあるけれども……

○政府委員(町田稔君) 失礼いたしました。今お配りいたしますから。

○委員長(赤木正雄君) それでは局長、引き続き。

○政府委員(町田稔君) 第六條の説明からさせていただきます。第六條は、公園施設以外の工作物その他の物件または施設による都市公園の占用の許可について規定いたしました。都市公園の管理が乱れる最も大きな原因は、これらの工作物その他の物件または施設によつて都市公園が占用されることにありますので、第一項は、これらの工作物その他の物件または施設を設けて、都市公園を占用しようとする者は公園管理者の許可を受けなければならぬ旨、規定いたしましたのであります。

第二項は、許可の申請は申請書による旨及びその記載事項を、第三項は、許可事項の一部変更について規定いたしました。第四項は、占用期間の最長を十年をこえない範囲において政令で定める期間といたしました。

第七條は、都市公園の占用の許可基準を定めたものであります。占用の許可は、工作物その他の物件または施設が本条各号に掲げるものに該当するとともに、その占用が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められるものであつて、政令に定める基準に適合する場合のものは与えない方針であります。なお本条に基く政令におきましては、たとえば地下埋設物を設ける場合においては土かぶりを幾らにしなればならないというふうな、技術的基準を定める予定にいたしております。

第八條は、公園管理者は第五條または第六條に基いてする許可に都市公園の管理のために必要な条件を付することができ、政令で規定したものであります。ここに条件とは付款のことでございます。

第九條は、郵便その他国の行う事業または日本国有鉄道等の行う事業のため、第七條各号に掲げる工作物その他の物件または施設を設けて都市公園を占用する場合にも、これらの事業を行う者が公園管理者の許可を得なければならぬとするのは実情に即しませんので、このような場合には、これらの事業を行う者と公園管理者との協議が成立することをもちつて公園管理者の許可があつたものとみなすこととしたのであります。

第十條は、公園施設の設置もしくは管理または都市公園の占用の許可を受けた者の原状回復義務を規定したものであります。公園施設の設置もしくは管理または都市公園の占用の許可を受けた者は、その期間が満了した場合またはそれらの設置、管理もしくは占用を廃止したときは、直ちに都市公園を

原状に回復しなければなりません。ただし原状に回復することが不適当な場合はこの限りでありません。第二項は、公園管理者はこれらの者に対して、原状の回復または原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができるものとします。

第十一條は、この法律の実効を確保するために、公園管理者に対して監督処分を付与したものであります。第一項は、公園管理者が同項各号に掲げる違反者に対して、この法律の規定によつてした許可の取り消しその他一定の処分をし、または行為または工事の中止等、一定の措置をとることを命ずることができるものとします。

第二項は、同項各号に掲げる公益上必要な場合には、公園管理者はこの法律の規定による許可を受けた者に対し、前項と同様の処分をしました措置をとることを命ずることができるものとします。

第三項は、前二項の規定による処分をするときは、公園管理者は被処分者の利益擁護のため、あらかじめその者について聴聞を行わなければならないと規定した次第でございます。

第四項は、第一項または第二項の規定によつて必要な措置を命じようとする場合において、その措置を命ぜられるべき者を通知することができないままに放置することは公益上著しい支障が生じますので、このような場合にはその措置をみずから行い、またはその命じた者もしくは委任した者に行わせることができるとしたのであります。ただし、この場合には相当の期限を

定めて、その措置を行ふべき旨、及びその期限までにその措置を行わなければならないときは公園管理者またはその命じた者もしくはその委任した者がその措置を行ふ旨をあらかじめ公告しなければならないことにいたしております。

第十二條は、公益上必要な場合に、この法律による許可を受けた者に対して監督処分を行い、その結果被処分者が損失を受けたときは、公園管理者はその者に対して通常受けるべき損失を補償すべき旨を規定したものであります。この損失の補償については、両当事者が協議して定めるのが原則であります。この協議が成立しないときは、公園管理者は自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならないとします。この場合にその金額に不服のある者は、当該金額の支払いを受けた日から三十日以内に取用委員会に裁決を申請することができるものとします。

第四項は、損失補償を生じさせた公園管理者の監督処分が公園と関係のない公益上の理由によるものであるときは、公園管理者は当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができるものと定めたものであります。

第十三條は、公園管理者は、他の工事または他の行為によつて必要を生じた都市公園に關する工事に要する費用については、その必要を生じた限度について費用を負担する者にその全部または一部を負担させるものとする規定であります。

第十四條第一項は、第十三條と逆の場合であります。公園に關する工事によつて必要となつた他の工事に要する費用は、一定の場合を除くほか、公

園に關する工事の費用を負担する者がその全部または一部を負担しなければならないとするものであります。

第二項は、第一項の都市公園に關する工事がさらに他の工事によつて必要となつたものであるときは、公園管理者は、その原因となつた工事または行為について費用を負担する者にその全部または一部を負担させることができるものとします。

第十五條は、本法に基く義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならないとするもので、当然のことのようであり、この關係を明白にして義務の履行を確保したものであります。

わが國の都市公園の人口一人当たりの面積は、諸外國に比較してきわめて狭く、また都市公園は一たび廃止しますと、これにかゝる公園の建設がなかなか容易でありませんので、第十六條で、公園管理者は、公益上特別の必要がある場合または廃止される都市公園にかゝるべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部または一部について都市公園を廃止してはならないこととしたのであります。

第十七條は、都市公園台帳について規定したものであります。公園管理者は建設省令で定めるところにより、都市公園台帳を作成しなければならぬものとしたのであります。

第十八條は、この法律及びこの法律に基く命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に關する事項は条例で定めることを明らかにしたものであります。

第十九條は、國の補助金に關する規定でありまして、政令により補助率等が定められることになっております。

第二十條は、都市公園行政の主管大臣たる建設大臣に対する報告義務及び建設大臣の報告または資料を要求する権限について規定したものであります。

第二十一條は、都市公園の行政または技術に關する勧告、助言または援助に關する規定でありまして、建設大臣は都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は市町村に対し、これらのことを行うことができることとしたのであります。

第二十二條は、私権の制限に關する規定でありまして、道路法第三條の規定と同趣旨のものであります。都市公園の使用關係を私法上の契約にまかせておきますと、とくくその關係が不明確になりがちでありますので、「都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない」といふこととし、ただし所有権を移転し、または抵当権を設定し、もしくは移転することは差しつかえございません。

第二十三條は、公園予定地について規定でありまして、いまだ都市公園としての供用を開始しない段階において、その土地及びこれに設けられる施設等についてこの法律の規定によつて規制しなせんと、いざ公園を設置することになりときに非常な支障を生ずることになりますので、地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その旨を報告した後は、その区域に都市公園が設置されるまでの間においても、地方公共団体が当該区域内の土地に所有権等の権限を取得した後に、当該土地または当該土地に設けら

れる施設で公園施設となるべきものについて本法中一定の条項を準用して、その保護をはかることとしたしました。なお、地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないことといたしております。

第二十四條は、異議の申し立て及び訴願について規定したものであります。第一項各号に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に異議の申し立てをすることができ、この異議の申し立てがあつたときは、当該地方公共団体の長は、申し立てを受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならぬことといたしました。さらにこの決定に対して不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に、建設大臣に訴願することができるものとします。

第二十五條は、第十一條の規定による公園管理者の監督命令に違反した者に対する罰則を定めたものであります。第二十六條は、公園管理者以外の方の行う公園施設の設置及び監理に關する第五條の規定及び都市公園の占用に關する第六條の規定に違反した者に対する罰則を定めたものであります。

第二十七條は、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に關して前二條の違反行為をした場合における量罰規定を定めたものであります。

附則第一項は、この法律の施行日について規定したものであります。本法の

施行については政令、省令の制定等、諸般の準備行為が必要でありますので、この法律の施行の日を公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定めることといたしました。

附則第二項は、本法の施行の際、すでに地方公共団体または地方公共団体の長が設置した管理している公園または緑地で、都市計画区域内にあるものまたは都市計画の施設であるものは、本法施行の日において当該地方公共団体または当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体が設置した都市公園となるものとして、以後本法の規制の対象とすることといたしました。

附則第三項は、既設公園の建築率についての経過措置を規定したものであります。従来は第四條第一項のような規定がありませんでしたので、既設公園の中には同条に規定した建築率を上回っているものもあるわけでありましたが、これを直ちに第四條第一項に適合させることは適当ではありませんので、これらの建築物は本法施行の日以後においてもなお存置することができるものとしたのであります。

附則第四項は、本法施行の際、公園管理者以外の者で現に権原に基いて公園施設を設けもしくは管理している者、またはそのために工事を行なっている者についての経過規定であります。それらの者は、その権原に基いてなお当該公園施設を設けまたは管理することができるとされて、この期間、従前と同様の条件によって当該公園施設を設けまたは管理することに、以後本法によって規制して

くこととしたのであります。なお、当該期間の最長限を第五條と合せまして、本法施行の日から十年間といたしました。

附則第五項は、本法施行の際現に権原に基いて第七條各号に掲げる工作物等によって公園を占有したものは、そのために工事を行なっている者については、経過規定であります。これらの者は、その権原に基いてなお当該公園を占有することができるとされて、この期間、従前と同様の条件によって当該公園を占有することについて第六條の許可を受けたものとみなし、以後本法によって規制していくことといたしました。なおこの場合の占有期間の最長限を第六條と合せて、十年以内で政令で定める期間といたしました。

従来は第二條と第七條のような規定がありませんでしたので、公園に公園施設及び第七條各号に掲げる工作物以外の工作物等が設けられている場合があるわけでありましたが、附則第六項は、本法施行の際これらの工作物等を設けて公園を占有したものは、そのために工事を行なっている者がある場合についての経過規定を定めたものであります。このような場合には、その者がその権原に基いてなお当該公園を占有することができるとされて、この期間に限り、当該工作物等を第七條各号に掲げる工作物等とみなし、その者を第六條の規定によって許可を受けたものとするものといたしました。なおこの場合の占有期間の最長限を五年といたしました。

て、必要に応じてこれを更新しておりましたので、附則第四項から附則第六項までの規定によって従来の権原による期間を短縮されることが原則としてはないと存じますが、例外的に長期にわたり占有期間等を認めるものもあるかと存じますが、附則第七項においては、そのような者があつた場合には、公園管理者はその短縮されたことにより通常受けるべき損失を補償すべきことといたしましたのであります。

附則第八項は、前項の損失の補償について、両当事者間の協議、土地収用委員会の裁決の申請に関する第十二條第二項から第三項の規定を準用したのであります。

附則第九項は、地盤国有公園に関する経過措置を定めたものであります。従来明治六十六年太政官布告第十六号によつて設置された公園または旧東京市改正条例、震災復興に関する旧特別都市計画法、旧神宮関係特別都市計画法もしくは震災復興に関する旧特別都市計画法によつて生じた公園については、国が国有地盤を地方公共団体の長または地方公共団体をして公園の用に供していくのが多いのであります。本法の施行によつてこれらの公園も地方公共団体が設置した都市公園となり、その中で、国はそれらの公園を構成する国有の土地物件を地方公共団体に對して、その公園が設置されている間、無償で貸し付けるべきものとしたのであります。なお、これらの土地の中には、公園と全然関係のないもの、敷地となつておるものもありましたので、これらの敷地は有償とすることといたしました。

設備設置法の一部改正の規定でございます。以上で大体各条についての御説明を終ります。

○委員長(赤木正雄君) この法案の質疑は後に譲りまして、この際地代家賃統制令の一部を改正する法律案を議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(赤木正雄君) 地代家賃統制令の一部を改正する法律案を議題に供します。

まず、提案理由の御説明を政府からお願ひいたします。

○國務大臣(馬場元治君) ただいま議題となりました地代家賃統制令の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

地代家賃の統制は、御承知の通り、昭和十三年以来、戦後の混乱期に引き続き物価政策の一環として行われ、国民の住生活の安定に役立って参りましたが、昭和二十五年に至り、一般物価の安定とともに統制対象は大幅に縮小され、今日においては、主として昭和二十五年七月以前に建築した住宅とその敷地について統制されております。以上のように、地代家賃の統制は、住居費の安定に役立っておりますが、その反面、現行統制額が低水準に置かれていたため、借家の老朽化、借家の再生産の阻害、借家敷地の減少等住宅対策上検討すべき問題を生じており、また統制の対象につきましても現在の社会的経済的情勢に即応するように再検討をする必要が生じて参りました。

従ひまして、この際、統制借家の修繕を促進させてその老朽化を防止するとともに、統制対象につきましても、現在の住宅事情、経済事情からいたしまして、これを必要最小限度にとどめ、統制令の適切かつ合理的な運営をはかる措置を講ずることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、借家老朽化防止のための措置をいたしまして、借家について大修繕を行なつた場合には、都道府県知事の認可によつて家賃の増額を認めることとし、借家の修繕を促進する道を開くことといたしました。

第二に、統制の適切な運営をはかるため、三十坪をこえる建物及びその敷地、または三十坪をこえる賃借部分を統制の対象から除外し、統制対象を現下の国民生活の安定に必要なもののみにとどめることといたしました。

なお、現在では都道府県知事が地代家賃の統制額を増減額する際には、都道府県地代家賃審査会の意見を聞くことになつておりますが、今回の修繕促進の措置により認可件数が相当増加することも予想されますので、事務の簡素化、経費の節約のために、地代家賃審査会の諮問事項を整理いたしまして、この際これを簡素化することといたしました。

以上がこの法律案の提出の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(赤木正雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記を始め

て。積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案、本案を議題に供します。

これはこの前の委員会では、提案理由を伺いました。つきましては、各条について質疑に入りたいと思います。

○田中一君 道路局長の出席を求めたいのですが、道路局長と自治庁の交付金の方の……

○委員長(赤木正雄君) 今、田中委員の要求によりまして、道路局長あるいは財政関係の方面の出席を要求しております。それはそれといたしまして、法案の審議を……一々質疑のある方はお願いいたします。

○田中一君 この交通確保五カ年計画というものは、現在できておりますか。提案者は少くとも、かつてガソリン税の見合の問題の五カ年計画の場合にも、こんなものは政府が作ればよいのだというのを答弁しておる。今回もまた一応の基本立法をして、あとはお前の方でやれという態度であつてはならないと思ふのです。従つて、むろん提案者である田中君はこの五カ年計画というものの草案をお持ちになつてゐると思ふ。そこで草案をま

ずお示しを願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。この法律の御審議をわざわざ前に一言申し上げたいのは、積雪寒冷地という地域の道路交通確保に関する法律であります。これが地域の指定に対しては、前にこの種の法律案がありまして、なかなか規定はむずかしいようであります。私の現在考へて

おりますものとしましては、北海道、東北及び北陸、その他の地域が想定せられるわけでありまして、これが地域を今決定をいたしましておくよりも、前にも積雪寒冷地に関する立法があるのであります。その法律等と十分調整をいたしまして、この法律案が通過するまでに大よその基準をきめたい、こういうふうな慎重な態度をとつておるわけでありまして。

○田中一君 資料として全国道路利用者会議からの一応の計画案が出ております。従つて、提案者はこの全国道路利用者会議から要請されてこの法案を出してものじゃないかと思ふのです。そこでこの全国道路利用者会議の計画案というものは詳細に検討いたして

おりませんが、提案者はこれを通さうというつもりでやつておるのか、あるいは独自の案をお持ちなのか、その点伺ひたいのです。

○衆議院議員(田中角榮君) この法律案提案の基盤をなすものは全国道路利用者会議ではありません。これは明確に申し上げておきます。この法律の提案を考えたのは、特に北海道選出の自民党及び社会党の有志諸君が中心になつて考えられ、そのような議案の提案に対して私たちがその案に賛成で

ありますというので、道路利用者会議の諸君が賛成の意見を述べられたようでありまして、私といたしましては、これらの諸君は全然違った観点に立ちまして、道路法及び道路整備の財源措置法、有料道路法というふうな法律を手がけましたものの一環として、この法律を提案したわけでありまして、であ

りますから、利用者会議が皆様のお手元にお届けしたというものは参考案に

はなるだろうと思ひますが、これが地域の決定、路線の指定に対しては、建設大臣がこの法律案の精神を十分にくまれて、慎重にきめらるべきだと考へておるわけでありまして。

○田中一君 道路局長並びに建設大臣に一つ願ひたいのです。提案者は、今ここに出席しておるところの参考資料としての全国道路利用者会議からの計画案というものを対しては、何ら関知しておりませんか。

○衆議院議員(田中角榮君) 私はそのような基準案があることを初めて今承知したのであります。手元に取寄せて早急に研究、参考といたしたいと思ひます。

○田中一君 では、まことに提案者に申しわけございませんが、一番熱心だといわれる北海道選出の自民党並びに社会党の諸君の御出席を一つ求めたいと思ひますが、そのような御連絡を願ひませんか。

○衆議院議員(田中角榮君) せっかく田中さんの御提案であります。私が代表して申し上げます。今午野党は衆議院の審議に集中しておりますので、どうぞ一つ、私でできるならば、ごかん

べんをいただければ幸甚だと思ひます。

○田中一君 委員長に伺ひますが、この資料はどのような経緯を経てわれわれの手元に取寄せられたのですか。

○委員長(赤木正雄君) お答えいたします。冬季道路交通確保五カ年計画、全国道路利用者会議、積雪寒冷地帯道路対策委員会、この資料をこの前の委員会に利用の方々が持ってきたので、これを御参考になりはせぬかと思ひましてお手元に配つたのにすぎません。

○田中一君 提案者に伺ひますが、私は、この全国道路利用者会議の計画されたものは相当こまかく、実情に即したものだと思ふのです。しかしこれを提案者が知らないということじゃ、あらためて提案者から計画案というものを

出してもらふねと、審議の対象にならぬと思ふのです。ばやけまして、非常にこの法案だけでは、そこでむろんこの法案が成立した場合に、政府が当然これを立てるのだというのでは、審議をするのになかなか困難だろうと思ひます。むろんこれには予算措置その他

の問題も起るでしょう。補助金の問題もあるでしょうし、そういう点について、われわれはこの参考書に基いて提案者に質問するならば、容易です。しかしながら、そうでないと、まづこれを五カ年計画の草案を出していただき

たい、こういうことをお願いして、それから審議に入るより方法がないと思ふのです。

○衆議院議員(田中角榮君) せっかく田中さんの御意見であります。私も今資料の中にありましたから見ましたのですが、非常に膨大な計画のようでありまして、これは私のこの法律案を提案するゆゑのものは、先ほども申し上げました通り、非常に各国にお

れてゐる日本の道路網の整備を行なうければならないということに基盤を置きまして、前の国会に御審議をわづらわしたごとく、道路関係諸法律の整備をはかり、非常に遅々ではあります

が、道路の整備が行われておるわけでありまして、あとに残りますのは、これが一年間の三分の一積雪に悩まされ、寒冷のために非常に大きな路障に損傷を來たしております。これら地域の交通

確保をはかることによつて、産業振興の基盤を上げるというゆゑのものと、この法律をまず立案をしたのでありまして、この法律を立案する以上、当然試案であつても計画書はなければならぬということも十分了承できるものであります。これは建設省で

現在道路五カ年計画を進めておるのであります。積雪寒冷地帯における除雪の計画も道路維持修繕令によつて現在も行われておりますので、これが基準は、この法律ができれば当然建設省で直ちに立案ができるわけでありま

す。立案というよりも、過去の実績から徴し、建設事務当局においては直ちにこれが調査が作成できるのであります。この法律を審議していただいております過程において建設事務当局をして作らせることが至当ではないか。私たちはただ

純然たる立法府の一員として、この法律の通過をはかりたい、こういう考へておりました。審議の途中においてお求めがあるならば、建設事務当局と十分連絡をとり、しかるべき試案を御提出いたしたい、こう考へるわけでありまして、これが試案の提出ま

では、一つ別の面の御質問をちょうだいできれば幸ひと思ひます。

○田中一君 私は東北出身の議員として、非常にこういろいろ考へ方に共感を覚えるんです。ことに地方財政の再建促進特別措置法のうちの昭和三十一年政

令第十三号で出した政令の改正案を見ますと、東北その他の、北海道は別として、東北は公共事業が大いに減額される、こういう事態から考へても、特別な措置をしなければ、東北のような後進地区というものは国民のほんとうの

生活というものをですね、保護されなかつたという点は重々あるんです。あるんですが、単にこれは道路五カ年計画だけのものではなくて、第五条にあるように、除雪とか防雪に関する事項とか凍害の防止というふうなことは、ただ道路だけではないのです。維持管理なり、あるいは道路路上におけるところの除雪とか機械の整備ということ、大きな負担がかかるということになつておるわけなんです。そこで計画だけでなくてですね、実際に政府はどういう考え方をもち、もしこの法案が通つた場合には、計画を立て、そして費用の点、資金の点をどういう工合に考へておるか聞きたいんです。従つて、道路局長が出ない、提案者に言つても提案者は一本やりで、この短い法案を早く通してくれというより手はないと思うのです。そこで一つ道路局長と並べて質問したいと思うのですが、どうですか。

○衆議院議員(田中角榮君) この短い法律のとびらみたいなのだけを御審議をわすれたいというのではないのであります。この法律案提案に對しましては、当然歳出を伴う法律でありますし、特に函館の提案でありますから、慎重に政府関係との連絡協議もとつてあるわけでありまして、

で、なお申し上げますのは、大蔵省といつたしましては、この法律が出ることによつて、道路の費用が大幅に予算を拘束するやうな状況になるのではないかと、これは五カ年計画の財源等に関する臨時措置法と違ひまして、予算の許す範囲内ということでありまして、その大蔵省の危惧は心配はなくなつた

わけでありまして。ただし、この法律を提案すれば、もちろん衆参両院の議決によつて法律が公布されるのでありますから、少くとも三十二年度からはこの法律によつて予算をもちなければならぬといふことだけは当然でありまして、建設当局としましては、この法律に對して、場合によつては現在の道路維持修繕令でもつてできるのじやないかといふやうな意向もあつたのであります。この種の法律が公布せられることは道路整備の上でも好ましいのでありますから、反対はなく、立法化されることに對しては賛成をいたしております。

ただ、私たちがこの法律を出しますのは、無制限に積雪寒冷地の道路交通確保のために費用が出されることは考慮しておりません。今も申しました通り、五カ年間で道路利用者の会費の案なるものは約百十九億といふ相当大きな金額になつておるやうであります。五カ年計画といふと、約二十四、五億にもなるのであります。年間でそれだけのものをプラスすることが、予算編成の上で相当な問題があるやうなところと十分察知せられるのであります。私はこゝまでしほつてこの法律を考へておるのではあります。いわゆる長い間の道路整備といふもの、いわゆる御審議を願つた道路三法といふべきことに公布せられた法律の二環として、道路整備に力を入れたいといふのでありますから、この法律がでますと、予算編成時においては円満に政府関係において協議をせられて、予算の許す範囲内一ぱいでこの法律の要求する費用を盛つてもらへばいい、こ

ういふ考へであります。

なおガソリン税の問題もあるのですが、ガソリン税収入相当額を五カ年計画に盛り込まなければならぬといふ法律を御審議願つたときには、ガソリン税収入額と同じ額だけで道路整備五カ年計画をやるのではない、一般財源をプラス・アルファとして加へるのだといふことがこの委員会の決議であつたやうであります。現在では道路五カ年計画の費用を盛るのに對して、ほとんど一般財源は盛られておらないのであります。当該年度のガソリン税収入額と同額しか盛られておられないのであります。全国の道路網はガソリン税収入だけでもつてまかなつておる。こ

ういふ状況で、ある意味においては退歩しておるのではありません。その意味におきまして、この種の法律が通つた場合には、当然ガソリン税収入額プラス・アルファといふその範囲内において調整をし、立法の精神を十分予算面にも生かしたい、こゝういふ考へでありまして、現在の状態においては、建設省は異論なし、大蔵事務当局としましてはあまり大幅に拘束をせられないやうにといふ消極的な意見の発表があるわけでありまして、この法律が公布せられて、積雪寒冷地の交通確保に相当大きな貢献をなすであらうといふことを考へておるわけでありまして。

○田中一君 道路局長に伺ひますが、この法律案の第五条の「除雪」、「防雪」に関する事項、「凍害の防止」に関する事項」といふ内容を具体的に明示願ひたいのです。何県にはどのくらい積雪があつて、その雪を取るにはどうするか。まあ年々違ひていふやうが、その標準のものでつこうです。もう

一つは、第四条の五カ年計画、この草案を一つお示し願ひたいと思ひます。この二つだけ、道路局長に御説明願ひます。

○政府委員(富樫一君) 第五条の除雪、防雪、凍害の防止といふ文句がございまして、このうち道路五カ年計画に盛り込まれておるのは、凍害の防止に関する事項と、防雪に関する事項のうち防雪柵を作る、あるいはスノーセツトを作るといふやうなことが五カ年計画に盛り込まれておるわけでございます。五カ年計画に盛り込まれておらずに、その他の除雪、並びに第四条にいつております道路交通確保五カ年計画につきましては、この法案の成立に従ひまして研究して立案したい考へでございます。

○田中一君 では、第五条の除雪といふのは、現在道路局長はどうかいふやうな指示をして府県にやらしているんですか。それでその機械の整備、機械はどんなものが現在あるんですか。

○政府委員(富樫一君) この除雪につきましては、従来除雪用の機械等の補助はいたしておりません。ただ開発庁、開発局の実施いたします分につきましては、除雪用の機械を購入いたしますが、従来のところは主としてグレーダーのやうなものであつたわけでございますが、さらに高性能の除雪用の機械を購入いたしたいと考へております。

○衆議院議員(田中角榮君) ちよつと今のに付言して申し上げたいんです。この法律を提案した目標の一つはそこにあるのであります。今道路局長が申しました通り、北海道を除く地区

の除雪機械は補助をしておらないといふのであります。現実的には、今年度は積雪の非常に多い地区、東北、新潟、北陸等では、すでに二メートル以上の積雪でも地方において冬季間の交通を確保しております。確保してあるといふのは、機械が幾らか働いておるわけでありまして、この機械購入に對しては地元から受益負担をとつたり、相当な暴風方法がとられておるわけでありまして。ところが、冬季間バスやハイヤーが通るか通らぬかといふ問題は、これは地元の住民にとりましては死活的な問題でありますので、相当な暴風な賦課金の状態でも、それに應じて自力で交通を確保しておるやうな現状でありますので、この種のやり方は好ましくない方法ではない。いづれにしても、法律をもつて是正の道を講ずべきだといふのが一つの大きなこの法律案の目的になつておりますことを申し添えておきます。

○田中一君 第五条の三の「凍害の防止」といふのは、これはどういふことなんです。道路局長に伺ひます。

○政府委員(富樫一君) これは主として路盤改良の仕事でございます。これは雪国におきましては道路の凍上といふ現象が起ります。これは道路の排水の悪いために起るのが通例でございます。このために路盤を非常に厚く構築する必要があります。こゝでございまして、主としてそういう工事になります。主としてそういう工事が主になるわけでございます。

○田中一君 現在道路局では、道路整備五カ年計画に對して整備をやつておるはずですか。そうすると、この寒

冷地における道路というものと、宮崎、鹿児島における道路というものと、同じ構造でやっておるんですか、どういうことなんです。一体どうしてそういうものをしなきゃならないのか、立法化して区別しなければならぬのか。どういうことをやっておるんです。

○政府委員(富樫一君) 道路の構造は、雪のある所と、また鹿児島、宮崎のように特殊な土地の地帯と、これは構造を変えて実施いたしております。凍雪害のために路盤改良等が必要であることは申し上げましたが、従来作られた道路で、雪害を受けあるいは凍害を受けて年々交通に支障を来し、また維持費に多額を要する事態がございますので、これらにつきましては路盤を改良して対処したいと考えるのでございませう。

○田中一君 この法律が出なければ、そのような凍上するような区域の道路の改良はできないんですか。

○政府委員(富樫一君) 従来の計画におきましても、凍雪害等の防止に関する道路の改良工事を実施いたしております。ただ、これらの費用が五カ年計画の中におきましても比較的占める割合が少いのでございませうが、仕事そのものは五カ年計画にも入れて実施いたしております。

○田中一君 これは提案者に伺いますが、このように現在やっているんだそうです。感心に。やっているもの、またあらためてこういうような法律案を作つて強制しないでも、やっているもの、いいじゃありませんか。

○衆議院議員(田中角榮君) ごもつともな御意見であります、この法律を

やることによってよりよくなるという

ことが端的に申し上げられるのであります。それは道路整備五カ年計画というものは、御承知の通り、当委員会でも御審議願つた状況でよくおわかりのことだと思つておりますが、国道約九千キロ、二級国道二万三千キロ、指定地方道二万七千キロというように、

もう全く幹線動脈というような道路網でさえも、現在五カ年計画をもう十カ年くらい延ばさなければ、全線が開通しないという状況でありますので、乏しい財源の中から道路五カ年計画に配分せられております予算は、できるだけ道路改良に主眼を置いておるわけでありませう。とにかく道路は起点から終点まで通ることをまず第一五カ年計画で考えようというところに重点が置かれておりますので、道路五カ年計画による財源はほとんど改良に回されておるわけでありませう。で、維持修繕に對しては、北海道だけが維持まで国の補助の対象になつておりますが、一般内地は維持は道路管理者の負担になつておるわけでありませう。維持は全部都道府県知事及び市町村長が行わなければならぬというところになつておりますので、実際凍雪害に悩まない地区においてさえも、この維持という問題は非常にむずかしく困難な状況になつておるわけでありませう。しかし修繕の問題に對しましては、議員立法で現行法として残つております道路の修繕に関する法律によつて、幾ばくかの助成の道は開かれておりますが、五カ年計画法のように、財源を縛つておるような強力な法律ではありませぬので、この修繕という問題に對する国の補助の道は開かれてはおりますが、開かれておると

いうだけでありまして、事実その効をあげておらないのであります。

積雪寒冷地においては、その上になお除雪及び融雪以後の一般の雪の降らない地方に比べて非常に道路がたいたんでおるのであります。御承知の通り、雪解けの道といふと、これはもう問題にならない状態になつておる。特に舗装道を考える場合、寒冷地及び暖地との区別ができるのであります。積雪寒冷地における道路は砂利道であります。砂利道は融雪後の四月、五月、六月といふものは、これはもうほとんど使ひものにならないくらいいたみ方をするのであります。この期間の大きな損傷を維持にするか、修繕にするか、改良にするかという問題は、これはもう積雪寒冷地における、特にある意味においては、改良しなければならぬというふうな個所も非常にたくさんあるのであります。東北地方に對しては側溝等ができておりません。そのために、融雪時における損傷は、暖地における表日本等の道路と比較にならないほどの多額の修繕維持費を要するのであります。この法律によつてもう一つ進めて、いわゆる道路五カ年計画法、それにプラスする道路修繕等に関する法律、それにプラスをしてこの法律と、三本立てもつてやつていったらば、今よりも相当な効果をあげられるだろう、こういう考えであります。

○田中一君 もう提案者が、この前の五カ年計画にしても、プラス・アルファだといつて、財政支出というものを見込んでおつたけれども、結局こちらがきめたガソリン税相当額すらちよん

切つて持つていかれたという現状は、御存じのはずなんです。あなたは自民党に属しておられる方なんですから、

少くともそういうことは予算の編成によつて十分にこちらに行くのですね。これは当然行くのです。ことに本年度など一割近い公共事業費をちよん切つておいて、そうしてこの法律を作つたからといって、金が行くものじゃない。やはりこれは、田中角榮君の政治力に待たなければならぬのであつて、法律の力にかりというものは愚の骨頂なんです。あなた自身の政治力でもつて予算のぶんどりはできるものなんです。これが実際に必要なものならば、必要なのは知つています。必要であつてもわきに持つていくのが今の鳩山内閣の予算の編成なんですから、こういう臨時措置法を作つたから予算が流れたという考え方は、過去におけるあなたの言葉にだまされておられるものでございませう。結局かえつて予算が減つてくるという現象になつたことは、あなたも御存じのはずなんです。それで、それは法律を作つたからこの地方の財政投資というものが道路に向けられるというところは、考えられないと思つておられます。その点はどういふ覚悟を持つておられるのですか。それからもう一つは、提案者も主張するだけではないから、建設大臣から一ぺん聞きたい。建設大臣がどのような考えをもつてこの法律に對処するかというところを聞きたいと思つております。

○衆議院議員(田中角榮君) 私たちも道路整備五カ年計画法を御審議願つてプラス・アルファを確保することに對して、当委員会の強い御意思も表明せられておつたのでございまして、

三百名の与党をもつてこの法律を作ら

なくても幾らでも凍雪害防止ができるじゃないかという意見に對しても、私自身としては納得できるのであります。が、そうしてまた私たちが自身も、たとへば予算ふんどりという汚名を着ても、東北地方や積雪寒冷地の産業開発の資になるならば、あえてやらなければならぬとは考えておりますが、社会党の諸君がそういうやり方はうまくないのだ、こういう御意見でありました。それはなぜかといふと、ときの与党であるところの自民党の諸君は、内閣との間の予算調整のときに、いろいろなことでひもをつたり取りをしたりしておりますが、これは正道ではなく邪道である。いわゆる今の憲法には明らかに予算の提出権は内閣にあるのだ。もちろん予算編成権は内閣にあるわけでありませう。まあ議院内閣制度でありますから、現実問題としては、予算が編成せられる最終段階までは、党と関係との間に意見の調整があることは事実ではあります。これはあくまでも明記してあるものでありますから、予算に對して与党がかれこれいふことは問題があるぞ、もう一つは、法律で規制するといふことと、いわゆる折衝によつて何らかの処置をするといふこととに對して、区別したらどうか、これが筋じゃないかと思つたのですが、新しい憲法の予算といふものは、官僚機構に予算編成を自由裁量として使わせるといふこと自体がおかしいのだ、理論的にいへば、アメリカの予算のように、もう予算が通過するときは法律で全部縛つておくのだ、自由裁量権といふものはないのだ、これ

が新しい憲法の建前じゃないか、準備法のない予算というものは盛るべきではないという強い意見があった。私もそれにはいささか賛成をしておるわけでありました。私たち長い間与党でおられるとは考えておりませんので、そういう意味ではやはり準備法を作つて、その法律によつて、衆参両院の制約は法律をもつて行ふ、その法律に基いて、法律違反を政府をして起さしめないといふことが一番いいのであつて、できるならば財源を縛る、道路計画五カ年法のごときもので対処してゆきたい、こういう考えでありましたが、これはいろいろの観点から両派で話し合つた結果、あなたの言うこともよくわかるが、五カ年計画法のように縛ると、予算編成のときに大へんお困りになると思ふから、予算の許す範囲内ということが現在の段階においては妥当ではないか。二年、三年この法律を施行してみても、いわゆるその返ってくる利益というものを、大衆を納得せしめるという状態になれば、当然この法律の精神を貫かれるのであつて、準備法を作るといふ意味で今日立法したらどうかというのが、両派の意見調整がなつた結果でありますので、どうぞ一つその間の事情も御了承願ひまして、御審議をわすれたいと思ひます。

○田中一君 道路局長に伺ひますが、こういう法律ができなければ何もできない、この法律の目的とするところを現在のままではできないといふのですか。

○政府委員(重光葵一君) 除雪、防雪のうちで維持に属するようなのは、北海道だけはできますが、その他の地域についてはできません。

○田中一君 では、建設大臣が指定する地域をきめまして、それでもできるよりにしたらばできるわけですね。

○政府委員(重光葵一君) 道路法を改正すれば、できることに相なると思ひます。

○田中一君 そこで田中君に伺ひますが、どういふわけで——あなたはいつもこういう臨時措置法、臨時措置法といつて持つてくるけれども、持つてきたつて結局それが骨抜きになるのですよ。実施をしないうちに、骨抜きになつてしまふのです。一ぺんでも実施していか悪いかの判断が与えられて、それ変更されるなら、われわれは納得しますけれども、一ぺんも実施しないうちに骨抜きになるということは、あなたは御存じのほうなんです。また今あなたはそうした財源を縛る目的事業といふものを法律で作らなければ、官僚といふやつはその金をそのものに使わないのだといふようなことは、私は現在はないと思ふのですがね。現在でも今こつち大蔵に道路に予算を盛り込もう、道路整備のために使おうといふことは、政府が決定すれば使える。しかし、そうすると、再軍備はできないことになるかもしれないですね。だから、それは、結局これは、あれもこれもといつたつて、できつこないのですよ。そこでガソリン相当額を目的税的に道路整備に使用して、われわれがあなたの提案に賛成をして通した。翌年実施していいうちに、それがもうくずれておるといふことでは、どうにもならぬ。本件だつてそうです。全部政府にまかしておるのです。たとえば計画もない。計画といふものを提案者が作つて、この計画をやれといふなら

まだわかりませんが、お前の方で、お前の方の財政上できる範囲でもつて計画を立ててやれといふのでは、現在やつておるのとちつとも變つてないですよ。そういう点が、これはちよつとあなた自身が相当反省しなければならぬと思ふのですが、その決意はどうなつておりますか。提案者の決意よりも……。

○衆議院議員(田中角榮君) これはどうも、田中一先生に申し上げますが、これは私ちよつと、はっきり申し上げると、間違ひができるのじゃないかと思ひます。これはあなた方がこの五カ年計画法やその他の法律を出して下さつたので、これはうんと実績は上つておるのです。今の予算の中で一番内閣が困つておるといふのは、道路に關する法律をたくさん作つたので、これはどうしても削れない、こつちうことを言つておられます。現実的に道路法の改正が大正八年以来三十五年間も、三十六年目に改正がせられたわけであり

ますが、この道路法の改正を行ひ、有料道路法が制定され、道路五カ年計画を御審議願つて、この三法ができましたために、当初七十億であつた道路費は今年約五百億に膨張しておるのであります。當時は大蔵省は三百萬リッター以上はガソリンを使わない、三百萬リッター以上ガソリンを使つたならば日本の経済は破滅すると、この委員会で大蔵大臣は言つたのであります。こんなことは絶対にない。ガソリンを五百萬リッター使ふようにならなければ日本は立ち上れないと言つておりましたら、わずか二年にして三百萬リッターを突破したのであります。あの法律をお作りになつていただいただけに、少

くとも道路五カ年計画の整備費は三百數十億の金が投下されておりますし、有料道路法を作つていただきましたので、やむを得ず道路公団も作つていただいたわけでありまして。今度はこの法律は少し骨抜きのようでありまして、この法律があれば、これはこの法律に對して百億も百五十億も盛れるかどうかはわかりませんが、これは特にこつちう法律がある場合には、将来は少くともこの法律の精神にのつとりまして、全然予算をつけない——現在はずけられないのであります。全然つけられないなどといふことはこれは起きない。

もう一つ例を申し上げますと、こつち是非非常に、私たちが所属する政党内閣といふものは相當に力のあることは御承知の通りであります。内閣がこつちう法律があるにもかかわらず、二億のものを一億にし、五千万にし、一千万にしました。法律がありまして、衆議院は多数であつても参議院さんがいるから、もう五千万くらい加えようといふので、六千万に上つておるのであります。これは法律のおかげであります。私はそのときに、こつちういふふなことをするから、積雪寒冷地に対しても立法化す、私はそのときに宣言をしたのであります。大蔵事務當局といふものは実際に、与党の議員としてもいかにともなひがた存在でありまして、法律をもつて縛らなければ、片山内閣のときでもこつちうことがあつたのであります。こつちうことはやはり法律で縛つて道路の整備を行ふといふことに、どうぞ御共鳴下さるようお願い申し上げます。

し、私も法律を提案し御決願う以上は、この法律の精神を貫くために大いに努力をいたすつもりであります。

○田中一君 では、この道路整備が促進されることは賛成しておるのです。ことに東北地方の積雪寒冷地域に對する特別措置といふのは賛成しておるのです。しかし、もしそうならば、あなたの方の提案に共鳴して、もう少し僕があなたの御提案を促進せようとするならば、こつちう修正案を出したらどうでしょう。「第六條の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。」となつておりますが、どつちみちあなたでも不満足のようなうですけれども、予算編成をするならば、これは結局「三十一年四月一日から」と、こつちう修正には当然御賛成でしょうね。

○委員長(赤木正雄君) この際御報告申し上げます。ただいま水井純一郎君が辞任せられ、補欠として小笠原三男君が指名されました。

○衆議院議員(田中角榮君) 私もこの種の法律案はできるだけ早く施行すべきだと考えておりますが、ちよつと予算も衆議院を通過し参議院に御審議を願つておる状態でありまして、特に社会党の方々とお話をしまして、議員立法といふものが一時非常に多く出ました。いわく熱海温泉都市建設法、いわく何々といふ法律がたくさん出ました。どうも衆参両院の力をもつてすれば何でもできるというふうな気持ち一部において批判をせられたのでありますから、将来は別として、今日この段階においては、予算を伴う法律に對しては、衆参両院議員であつても一つ慎重に、内閣とのあつれきを起さないような状態で出さうじゃないかとい

う、非常に常識的な御議論がありましたので、それであるならば、三十二年からということ、官僚陣の反対というものはなかなか強いものでありますから、なるべく官僚陣が反対しないように、三十二年度からということにする方が立法技術上うまいんじゃないかということに、三番目の理由は、もうこの雪がちやうど消える時期であります、(笑)三十一年度の四月からといひますと、ちやうど三十二年から適用してもそれはどの問題はないのじゃないか。特にこれに対しては、地域の問題としまして、北海道、東北だけではなく、北陸とかその他の、ちやうど積雪寒冷地帯臨時特別措置法ができてましてこの適用地域をどうするかといふとき、雪の降る所は高千穂の峰に降ったのもみだど、こいう宮崎県、大分県、鹿児島県の一部も適用しなければならぬという、政治的に非常にならずかしい問題があるのでありますので、特に議員提案でもありませんし、そいう地域調整その他を一つ阿院の方々、また社会党、自由民主党の間で十分調整をするにも、二年度からの施行が時宜を得た方法じゃないかという議論が多数でありましたので、それに従ったわけであります。私は早い方がいいと考へます。

○田中一君 第三の点という、雪が解けちやうどいうけれども、来年またやはり雪が積るのですよ。そうすると、ことしそいう措置をとった、第六条の規定を……補助という問題をきめてとっておかないと、三十二年の雪は消えてしまふのですよ。三十二年の雪を除雪するには、今予算措置をしなかつたら何にもならぬじゃありませんか。

○衆議院議員(田中角榮君) 非常に私も申し上げたいことを、私から申し上げるのは申しわけないと思つておりましたが、あなたが御質問下さつたので申し上げますが、私も、三十二年度からという三十二年の四月からでありますから、ここの冬もう一年間だめなわけでありまして、ところが、こいう法律ができて、法律になりますと、これは大蔵省の諸君は、どうせ縛られるものであるというならば、これはこしもきつと臨時国会があるでありますし、またきつと予算の補正もあるだらうと思ひますので、まあ段階を作りまして、この法律がもとの法律として通つておれば、七月、八月、九月にでも臨時国会があれば、そのときこそこの法律によつて、法律は三十二年施行であつても、法律の精神をよく考へて、臨時国会に何らかの方法でもつて盛る、道路の修繕の法律を適用しても盛ることは盛れるわけでありまして、それから、そいうふうになんかしていかないと、初めからいいと思ひかたといつて、ほんとにワクをはめることは、いろいろな争ひを起しますので、常識的にだんだんと追ひ込んで官僚を馴致していこうと、こいう考へであります。

○田中一君 どうも、提案者に聞いてもだめだ。道路局長に伺ひますが、三十一年度の……来年の冬ですね、冬に現在の三十一年度の予算でもつてこの精神を生かす方法、財政的な余裕ですね、こいうものはどのくらいに見込んであるのですか。これは、何もこの法律ができなくても、しなければならぬのです。そこでこいうふうな処置をやつていこうとするおつもりなんですか。

○政府委員(富樫一君) このうちの一部は道路整備五カ年計画に盛り込んでおります。その計画に従ひまして、三十一年度実施する予定でございますが、その額につきましてはただいま資料を持っておりますので、後ほど御報告申し上げます。

○田中一君 そすると、今提案者の田中角榮君が説明しているような措置は、もしも三十二年、三月ごろですか、あるいは一、二月ごろかな、こいうふうな第五条に盛り込んである仕事というものは、補正予算に組まれる場合には、政府としては予算を組むやうな意図もあるのでしょうか、この法律が出れば、そいうふうな理解していいですか。

○衆議院議員(田中角榮君) これは三十一年度の予算が審議中でありまして、この法律を通過させるということとが参議院の意思として決定せられれば、現在審議中の予算を直して今年度からの道を開くこともできますし、また今年中に開かれる臨時国会があれば、この法律で制約をしなくても、法律はもうすでに三十二年から適用されるのでありますし、実際この法律を提案する両派の意見としては、今年四月一日から適用したいといふことであります。こいう良識的な立場から、三十二年という間を置いたのでありますから、政府は、私は、臨時国会で予算を補正するやうな場合があれば、この法律がすでにそのときに通過しておれば、法律の精神をくんで当然、法律で制約がなくても、組むべきだと考へます。(それはおかしい、そんなことはないよ。と呼ぶ者あり)

○田中一君 道路局長にちよつと説明を願ひたい。

○政府委員(富樫一君) 補正予算の組まれるのは、緊急の場合に緊急の処置のために組まれるものと考えますが、かりに凍雪雪防止のために緊急に道路工事を行なつておかなければならぬといふ場合には、補正予算で要求するつもりであります。

○小笠原三男君 今提案説明者は、こうしておけば常識として、三十一年度に補正等を組む場合においては、大蔵官僚は善処するであらうといふことを言つておられますが、この法律の建前は積雪寒冷地帯特別道路交通確保五カ年計画に基いて指定せられた道路についてなんです。この五カ年計画は三十二年の閣議決定になるものなんです。三十二年に閣議決定になつて、それが指定せられて、初めて除雪その他のための補助助成が行われるわけなんです。三十一年度には何もそいう根拠がないのです。なくて、補正予算でだね。そして前もつて組んで、個人的にもお金を補助しますといふだけに財政的な余裕が今日あるか。もしもほんとうに提案者がそいう意味で、三十一年度冬季からこれを出させたいとお考へになるならば、施行の期日はやはりそれに間に合ひ期日をもつてやり、そしてちやうど補正予算が問題になる場合には、当然法に基いて予算化せられるといふことになつたからと申したつたで、あるいは陰に陽にそうしむけるからといつたつて、結果は同じなんです。同じです。あなたがいつも、政府与党としてだね、取るものは取るで一生懸命やつてきたんで、それで大蔵省の方とあなたが工合

が悪いといふことに今日なつてゐるかもしれぬけれども、われわれはちよつとも工合が悪くない。官僚の抵抗などと言ひけれども、国会として、国会議員として官僚の抵抗なんて、並び立つて争ひ筋のものじゃない。よい法律は作ればよい。施行するのは政府なんです。官僚じゃないのです。そいう意味から、ぬけぬけとちやうど初めから、官僚の抵抗があるとか、そちのあれがこうだからとかといふことが公然と提案者のいろいろな理由になるといふことは、私は聞きたくない、そいうことは……

○衆議院議員(田中角榮君) 小笠原さんの言われるのも私まあ了解いたしますが、あなたはあつちから入りになつて、私が申し上げた断片だけをお聞きになつたから、そいうふうにお聞きになつたやうですが、そうじゃないのです。田中さんが言う立法手段に訴へなくても予算ぶんどりでもつて適当にやれるじゃないか、こいうのが第一問であつたのです。ところが、社会党の諸君と自民党の両派が話し合ひをした結果、準拠法を作る方が新しい憲法上の建前だから、法律でもつて制約をし、そいうことでこの法律を出したのであります。

もう一つは、その次に出了質問は、そするならば、この法律を三十二年度にしなかつた三十一年度からだつたら、一年間うまいじゃないかと。これは五カ年計画でなく六カ年計画にするよりこいうそいう議論もあつたわけでありまして、予算を伴うこの法律に對しましては、今まで熱海国際観光温泉文化都市建設法とか、伊東国際観光温泉文化都市建設法とか、特に非常

に重要な港湾都市建設法さえも出され
たのでありますが、法律ができても竜
頭蛇尾になっているという傾向もあり
ます。これは衆参両院の議決を経てき
められておるにもかかわらず、いわゆ
る大蔵省のないそでは振れないとい
うようなことにじゅうりんされておる
はまずい。今度この種の法律はいわ
ゆる積雪寒冷地、未開地の後進性を持
つておる地域の産業の一大根幹をな
すという法律でありますから、出した
以上これは実効を上げるようにしなけ
ばならない。そういう慎重な立場か
ら、常識的に考へて、まあ政府当局と
も十分連絡のとれる時期を置こうじや
ないか。しかも、衆議院はここに書い
てある数は少いのでありますが、ほと
んど社会党及び自由民主党全委員の提
案と同じであります。衆議院提案と同
じようなものでありますから、だか
ら、この法律が通過をしたら実効を上
げなければならぬ。それには問題はあ
るが、現在すでに三十一年度の予算
が参議院に送付をせられておる状態
であるのでありますから、ここで予算
を伴う法律を強引に当年度から行ふと
いうことよりも、円満な妥結をはかる
ためには、良識的な立場から三十二
年度にした方がよいのではないか、こ
ういふ話し合いがまとまりましたので、
代表者に選ばれた私はその決定通りの
行動を行なつておると、こういうこと
を申し上げたのであります。

第三の問題は、この法律は三十二年
度ではあるが、今年一年の冬がどうに
もならぬから、何とかできないかとい
う御質問でありますから、それは衆参
両院が法律をもって三十二年度から行
う積雪寒冷地における道路交通は確保

するのだという院議をきめておけば、
まあ法律的拘束力はないけれども、い
わゆる予算補正を行うような場合に
なれば、良識的に考へても、大蔵当局も
この法律適用を事実的に六カ年計画
として、一年繰り上げた方式をとつ
ても、予算を盛るような努力をするで
あらうと思ひますし、特にこれは超党派
的な提案でありますので、衆参両院の
力をもつてしてもその方に誘導して
けるのではないか、こういうことを申
し上げたので、一つ御了承をいただき
たいと思ひます。

○小笠原三三男君 そろしますと、こ
の法案が衆議院の委員会を通過しま
す際に、政府の所見をおただしになつた
場合には、どういふ御答弁だったので
すか。

○衆議院議員(田中角榮君) これは衆
議院は今日午後一時二十分から開会を
いたしまして質疑に入るわけでありま
して、委員会としての質疑は終了して
おりません。こちらは予備付託でもつ
て、こちらの方が早くなつております
が、今までの政府当局との懇談におき
ましては、これがガソリン税以外のもの
でありましたから、しかもいろいろな
説を参考としますと、相当膨大な予算
歳出を含むようだから、とにかくこの
法律が出ることによつて予算が組めな
いというふうなことになるかと大へん
です。さつぱらんな意見がありまし
た。しかしこの原案は、五カ年計画に
対しては、六条の中に「予算の範囲内
において、政令で定めるところによ
り、」というのがあります。これは
削つてあるものであります。もつと拘
束力が強かつたのであります。これは
政府との折衝の結果、また両院の話し

合によりまして、まあ事実だが内
閣をとつてもいろいろな制約があるの
だから、今時この段階において提案を
する原案としては「予算の範囲内」に
おいて、政令で定めるところにより、
という事項を入れて提案しようじやな
いか、こういう話し合いがついたた
めに、このように修正して提案申し上
げたのであります。

○小笠原三三男君 自民党は、他の問
題については強行突破まで行わんと
いう工合に強硬なんだし、田中さんも従
来そのような傾向だつたのですが、ず
いぶんこの際は謙虚な、つつましやか
なお考えになられたものですね。

○衆議院議員(田中角榮君) 一言申し
上げますが、まあ新聞やラジオでもつ
てお聞きになつておることで、私自身
を誤解されておると思つたのでありま
す。私が参議院に持つて来た法律は十
五、六ぐらいあると思ひますが、自民
党だけで出したような法律を持つて来
たことは一ぺんもない。これはもうほ
んど社会党の諸君との共同提案にか
かるものだけ私は代表者にならうとい
うことであります。このたびだけつ
つましかになつたのではございませ
んの、一つそういう私情を入れな
いで御審議をわすれたいと思ひま
す。

○小笠原三三男君 それでは、完璧に
こういふ道路交通確保五カ年計画で必
要とする費用概算は幾らぐらいで、こ
の規定によつて予算の範囲内でなく
て、全部これを三分の二補助でまかな
おうという場合には、どれだけかかる
か。また良識的に予算の範囲内とい
ふことになる場合に、建設当局として
これを執行しようとする場合に、どのく

らしい予算要求がまず適当であるとお
考えになつておるか、その程度をお示
し願ひたい。

○政府委員(富樫一君) この道路交
通確保五カ年計画は、この法律に基
きまして立てなければならぬわけで
ございまして、この案はまだ立ててお
らないのでございまして。現在行なつ
ておりますのは、維持に属する仕事は北
海道においてのみ実施いたしてござ
います。これにつきましては道路整備
五カ年計画にも入れているわけござ
いまして、五カ年計画でやつてござ
います。しかし北海道の維持で申しま
す。昭和三十一年度におきまして開発
局関係が約五億を組んでおるわけで
ございまして、その中で除雪費とい
ひますけれども、その中で除雪費と
いたしましては三千五百万円程度で
ございまして。だんだんに自動車の交通が
多くなり、また冬の輸送も要望され
て参つておりますので、今後はこれら
の費用を相当に、この法律が通ること
によりまして、充てなければならぬと
考えますが、三十二年度予算がどのく
らいになるかというところはまだ予測
ができませんので、どの程度このため
に費用を充てるのか、ただいまのとこ
ろ案がないわけでございます。

○小笠原三三男君 それから事務当局
としては、これが将来施行せられた
五カ年計画の財源のうちからこの方に
さくといふようなことで、プラス・ア
ルフアの財源を取り得ないというよう
な見通しになる場合も考えられる余地
がありますか、ありませんか。

○政府委員(富樫一君) 私どもの最
も心配しておりますのは財源の点でござ
います。お話のように、道路整備五
カ年計画もプラス・アルファが計画通
りついでおらないわけでございます。
さらにこのような道路に關する費用が
ふえて参りますと、その費用を別に道
路整備五カ年計画外に要求しなければ
ならぬわけでありまして、これは一般
財源から要求するわけでありまして、
道路整備五カ年計画に入らるべき一
般財源との関係が多少あいまいになつ
てくるわけでございますので、その点
を検討中であります。

○小笠原三三男君 そこで衆議院側の
意向としては、そういうことの起らぬ
ように善処せられる、そういうあれが
大蔵当局から出る場合には排除する、
そういう御決意で、一般財源からこれ
は出させるのだという建前を固執しよ
うといふことで、この法案を出してい
るわけですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 御質問は
この法律案の骨子をなすものでありま
して、これは非常に論議を重ねたので
あります。そうして御審議をわすれ
たいといふのは、そこんであります
。これは今年度の予算編成の過程に
おいて、道路整備五カ年計画に關する
いふゆる道路整備五カ年計画法とい
うものがなかつたら、もつと予算が
組めぬという意見が大蔵事務当局に非
常に強かつたのであります。それはど
ういふことかといふと、裏を返すと、
この法律がないと、道路費をこの法律
で縛られないで、三百億のものを、道
路に二百億、あとの百億を調整費に回
せば、予算なんか楽に通るのだ、この
法律によつて予算編成権を拘束してい
るのだ、こういう議論が非常に強かつ
た。それでこの法律はまだ二年だけあ
るのであります。これは五カ年計画

法はやめてもらつて、恒久立法化する
ことは、これはもう新しい観点から大賛
成しなければならぬ、こういう有力な
意見があります。私はこれは実に問題
があると思つたのでありまして、当然道
路五箇年計画の法律は恒久立法化すべ
きだと思ひます。こういう強い信念を
持つておるわけでありまして、これは延
長するときはまた議決を求めなければ
ならないわけでありまして、そういう
關係から、結局プラス・アルファとい
うものをガソリン税収入以外に加へなけ
ればならないといつても、加えてお
らないのであります。今年度の公共事
業費の削減に當りまして、一億七千
万円という金額を削減しております。
よりやく三十一年度の予算の最終段階
において、二億五千万円のプラス・アル
ファをつけたわけでありまして、プラ
ス・アルファ二億五千万円から一億七千
万円削減しておりますから、プラス・ア
ルフ・八千万円ついているわけであり
ます。そのほか道路公団に二十億と
いう費用を、ガソリン税収入の相当額
から支出しているわけですが、これは現
在の五箇年計画法の改正を前提として
おりますから、この二十億の道路公団
に対する支出にも大きな異論がありま
す。異論というよりも、私たちが原則
的には反対であります。反対ではあり
ましたが、これはとんでもない別なも
のに二十億投下されるならばこれは大
反対であります。道路公団に二十億
政府出資がないと、道路公団の運営も
またつかないものであります。その言
論を聞いて二十億を道路公団にやる。道
路公団を作つてやるから、ガソリン税
から二十億を削れと、こういう実に両
建てもつて攻めてきておるわけであり

ますが、私たちは道路公団を作つた
い、また作ることによつて道路整備の
もう一つの面が伸びるだらうという考
えで、やむを得ず異論がありつつもの
んでおるような状態でありまして、三
十二年の状態でこのままにしておけ
ば、プラス・アルファはなくなると思
ひます。少くとも五箇年計画法であり
ますから、五カ年間はこの法律を廃止
しもしくは改正することができないと
しても、これは改正することができないと
して、これにプラス・アルファをつ
けて北海道、東北の除雪、修繕、維持を
やるなどということではできないと思
ひます。そういう意味で五箇年計画法
の恒久化を妨げようとするような有力
な意見に對抗する意味においても、こ
の種の立法はぜひ必要である、こう
いうことで、先手を打つて衆参両院の
一つ議決をもつて実際の効果をあげよ
う、これがこの法律案を提案したはん
たうの趣旨であります。

○小笠原二三男君 そりう情勢であ
る中で、法律に基かない従来の例によ
る補正予算等による道路交通確保の財
源を得られるというところが、どうい
う困難な情勢の中で……
○衆議院議員(田中角榮君) なかなか
デリケートな御質問であります。こ
れは衆参両院の議決をもつて立法化す
わけでありまして、衆参両院の院
議はこの法律が通過すればきまるわけ
であります。この種の問題に対する院
議は、御東力は昭和三十一年度からで
あるとはいひながら、きまつたわけで
す。それに対して、この法律は三十二
年度からだから、今年の冬はかまわぬ
でもいいという議論は成り立つわけで
あります。やつてはいけなないという

ことはなから、いかに大蔵事務當局
といへども、財源が許さないというこ
とであるならばやむを得ませんが、何
人が見ても予算が許すじやないかと、
こういう場合には、補正等においては
当然院議は尊重されるべきである。ま
た私もこの法律を出す以上、しか
も衆参両院のきつと全員の議決という
ことにならうかと思ひますが、そりう
うことになれば、これはもう法律の拘
束はなくても、行政府はそりうに指
導せらるべきであり、またわれわれも
指導しなければならぬと考えておりま
す。
○小笠原二三男君 そりうすると、私の
尋ねたのは二点あつたのですが、一つ
は、将来の財源たるものは道路整備五
カ年計画で必要としておる財源ではな
く、一般財源をもつて充てるというこ
とを建前にする。それから今後補正等
の出る場合においても、三十一年冬期
に備えて適當な予算措置を講ずべき
である。この二点は了解が得られたよ
うですが、そりうしますと、衆議院の
委員会あるいは本会議等で、この法案
通過の際に、その趣旨のことを付帯決
議をもつて政府に対して意思を明らか
にしておくとおるような措置等を講ず
るお考えはあるのですか。
○衆議院議員(田中角榮君) 私は提案
者でありますから、最終議決がどう
なるかはわかりませんが、衆議院の
委員会でも最終的にはきつとそのよう
になるのではないかと、そりう考へ
と、もう一つは、私自身は、でき得る
ならばこの法律通過のときにそりう
う付帯決議を、衆議院、参議院いづれ
でもつけようでありますから、お付け

下さるうちに、衷心から希望いたしま
す。
○田中一君 道路局長に伺ひますが、
道路対策委員会から出てる積雪寒冷
地域の道路というものの一番おしま
い図面がついておりました、この図面
には北海道、東北だけの除雪実施路線
と除雪計画路線とあるのですが、こ
れはだれが作つたのですか。
○政府委員(富樫一君) 私はこの図
面を今日初めて見たわけでごさいます
が、私どもの方で作つたものではご
さいません。
○田中一君 提案者に伺ひます。こ
ういふ資料を出されると、われわれはこ
の法律が通るとこれをみなやつてくれ
るのかという誤解を受けるのですが、
従つて、政府は急速にこの法律に該當
する区域といふものを示し願ひたい。
こりういふだれが作つたかわからない
うな資料をこの法案審議の参考資料と
して出されては、非常に誤解を受けま
す。
○衆議院議員(田中角榮君) 田中さん
の御意見は十分了解できるのでありま
すが、これは議員立法でございますし、
特にこの法律は財源を縛つておらな
いわけでありまして、幅を持たせて円満
な運営をしたい、こりういふのであり
ますから、この法律が制定せられたら
ば、やはり衆参両院の当該委員会の方
の御努力を願つたりして、どういふ基
準といふことは非常にむずかしいので
あります。これは一級国道をいつや
る、二級国道をいつやるというのでな
くて、いわゆる三メートルの積雪のある
地域と、一メートルでも道路交通確保
のためどうしてもやらなければならぬ
所もありまして、寒冷度による損傷の
率の多い所と非常に少ない所と、これ
は地域が非常にむずかしいのでありま
す。ちやうど農林關係を含めた積雪寒
冷単作地帯振興臨時措置法や離島振興
法とよく似ておりました、この適用は
非常にむずかしいのであります。その
意味において、今建設省に作れといえ
ば、衆参両院の意図するところは大体
了解できますから、作れるだらうと思
ひますが、私は今の段階において、こ
ういふ基準でやるのだといふことを建設
省に作らせるよりも、この法律の趣旨
を十分生かすようなものを、少し時間
をかけて、また皆さんにも一つ御意見
を出していただいて、新しいアイデア
のものですから、基準を作るのに慎重
にやられることがいいのではないかと、
こりういふふに考えております。
○田中一君 今日これだけで質疑を
やめますが、だれが作つたかわからな
い、責任のない資料を提出されては、
非常に迷惑です。そこで議員立法であ
らうと、その議員が政府に向つて、こ
の法案を出すからこれによつて一応こ
れに當てはまるような案を作つてみろ
と言へば、作らざるを得ないので、
作つていただいて、次回の委員会に資
料としてお出し願ひたいと思ひます。
○委員長(赤木正雄君) お諮りいたし
ます。この法案の審議は、本日はこれ
でとめて御異議ありませんか。
○小笠原二三男君 道路關係につ
いて、私ちよつと質問をしたいと思ひ
ますが……
○委員長(赤木正雄君) どうぞ。
○小笠原二三男君 それでは、たまた
ま道路局長お見えでありますから、道路

関係について一つお伺いしたいのでありますが、それはこの図面にも出ておるのでありますが、岩手県と秋田県とをつなぐ盛岡―大曲間の盛岡線でありまして、これは二級国道の指定を受けておるはずであります。二級国道にふさわしい道路でないこともこれは周知の事実なんで、こういう場合、新路線を決定するその決定権者はだれであるかということをお尋ねしておきたい。

○政府委員(重樫凱一君) 国道につきましては、一級国道、二級国道とも、道路審議会に建設大臣が諮問いたしまして、その結果を政令で指定することになっております。

○小笠原二三男君 ところが、現実の問題としては、これはこういう席でも申し上げるのはいかかと思ふけれども、時期的に一応は公式の問題として取り上げて申し上げる段階でもあらうと思ふので、あえて私は質問するので、岩手県、秋田県の両県知事の間で、それぞれ路線決定の話し合いをしておるのすが、それが最終的な結論を得ない、並行線。秋田県は生保内から仙岩峠の北側を通る、岩手県は南側を通るということで、結着を得ないでおる。ところが、たまたま先般の鉄道建設審議会において、この盛岡―大曲間の途中にあります橋場―生保内間の生保線の建設の問題が決定せられたのであります。その関係からいいますと、トンネル工事の取りつけ工事が鉄道関係においては行われなければならぬのであります。一方はこの二級国道の問題がある、これらがうまくからみ合つて一本化して事業に着手できるというところであれば、能率の上から、あるいは財政負担の上から、いって、適当

なことではないかというふうにも考えられる。しかるに、この問題は何か結着をしない。また建設当局はいかような指示を両県知事に對して与えておられるのか、また両県の知事に何ら権限がないなら、なぜ建設当局は建設省案なるものを道路審議会にかけて、これが最終的な決定を得ようとする努力しておられないのか、その間の経緯について詳しく御説明を願いたい。

○政府委員(重樫凱一君) 先ほど申し上げましたのは、一級国道、二級国道の指定について申し上げたわけでございまして、ただいまのお話は、その二級国道のうちの改良をどの線を選んでやるかということのように拝承いたしました。その点は建設大臣が決定できるわけでございまして、そこでただいまの二級国道の問題でございまして、秋田県と岩手県との間に意見の調整がつかずに、未だに改良路線がきまつていない状態でございますが、これにつきましましては、私どもの方では両県からそれぞれ意見を聞きまして、できるだけ早く協定するように言っておりますが、私の方の案はこれであるということはまだ示しておらないわけでございまして、ただいまお話しのように、鉄道との関係で改良が急がれるという状態でありまして、できるだけ早くこの線をきめなければならぬと考へますが、至急に県に連絡いたしまして、その間の状況を聴取いたしたいと考へます。

○小笠原二三男君 では、私はまあ公式にはこれだけの質問をするにとめておきますが、少くとも道路整備五カ年計画等ができ、またその前に二級国道の指定があつて、なおかつ改良路線

の決定が今日においてできない。これは一年やそこらではないのです。そういうふうな放置しておくということ、これは地元側に実際の責任はあつておると思ひますけれども、やっぱり形式上からいへば、国会として追及するとなれば、建設当局の責任を追及するといふ形になると思ふのです。それでなお両者の間の決定ができないといふなら、私は当委員会から両県知事を招致して、それででも決定しなければならぬと思ひます。それほど急ぐべき日暮してはいふやうな、緊急欠くべからざる路線でないというのであるならば、私はこれは二級国道の問題はそれにも立ち返つて検討し直さなければならぬと思ふのです。そういう意味において、道路局長にははなはだ言い過ぎる点もあつたかも知れませんが、やはり権限者の立場において、両県知事に要請を急がせ、結論を得て決定もせられ、計画も立てられ、そしてこの改良工事が進められるように強く希望いたします。この路線は宮古―盛岡―大曲―秋田間の太平洋、日本海をつなぐ重要な路線なのです。これ一本が通るといふことは、産業開発の上からいへば、両県において非常に大きな効果のある路線なんです。これが今日まで放置せられたといふことははなはだ遺憾にたえない。

で、その結果はいつごろ当委員会に報告願へますか。

○政府委員(重樫凱一君) あと二週間ほどの間おひまをいただきたいと考へます。

○小笠原二三男君 了解しました。

○委員長(赤木正雄君) 本日はこれを

もつて閉会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) 次に、次回の委員会は、二十日に、この前に決定いたしました通りに、連合委員会をいたしまして、その後なお時間があつたら、継続して審議をやりたいと思ひます。

本日は、これをもつて閉会といたします。

午後零時四十九分散会

三月十四日日本委員会に左の案件を付託された

都市公園法案

都市公園法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 都市公園の設置及び管理(第三條―第十八條)

第三章 雑則(第十九條―第二十四條)

第四章 罰則(第二十五條―第二十七條)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に關する基準等を定め、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「都市公園」とは、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公

園若しくは緑地又は同法第三条の規定により決定された都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するものをいい、それらの地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第三条の規定により決定された国立公園計画又は同法第十条ノ二第一項の規定により指定された国立公園に準ずる区域に係る国立公園計画に準じて決定された計画(以下これを「国立公園

計画等」という。)に基いて設けられる同法第二条に規定する施設で第一項に規定する公園若しくは緑地又は前項各号に掲げる施設に該当するものは、前二項の規定にかかわらず、都市公園又は公園施設に含まれないものとする。

第二章 都市公園の設置及び管理

(都市公園の設置基準)
第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内であることをこえることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 都市公園を設置する地方公共団体(以下「公園管理者」という。)は、当該都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、

又は管理させることができる。

2 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が条例で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

四 郵便差出箱又は公衆電話所
五 非常災害に際し災害にかまつた者を収容するため設けられる仮設工作物

六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のために必要な範囲内で条件を附することができる。

(国等の行う都市公園の占用の特例)

第九条 郵便その他国の行う事業又は日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社若しくは原子燃料公社の行う事業のため、第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合においては、これらの事業を行う者と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

(原状回復)
第十条 第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)
第十一条 公園管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予

防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定に基く処分に違反している者

二 この法律の規定による許可に附した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者

2 公園管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 公園管理者は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置を命じようとする場合

において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(監督処分に伴う損失の補償)

第十二条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に取用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前

条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(原因者負担金)

第十三条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

第十四条 都市公園に関する工事に必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について

費用を負担する者に負担させることができる。

(義務履行のために要する費用)

第十五条 この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定によつてする処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該義務者が負担しなければならない。

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、都市公園の区域内において都市計画法第五条の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が執行される場合その他公益上特別の必要がある場合又は廃止される都市公園に代るべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に關し必要な事項は、建設省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(条例で規定する事項)
第十八条 この法律及びこの法律に基く政令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に關し必要な事項は、公園管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章 雑則

(補助金)

第十九条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に對し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(報告及び資料の提出)

第二十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2 建設大臣は、地方公共団体に対して、この法律の施行に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(都市公園の行政又は技術に關する勸告等)
第二十一条 建設大臣は、都道府県及び市町村に對し、都道府県知事は、市町村に對し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に關し必要な勸告、助言又は援助をすることができる。

(私権の制限)
第二十二条 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

(公園予定地等)
第二十三条 地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その旨を公告した後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、地方公共団体が当該区域内

にある土地について権原を取得した後においては、第四条から第十四条まで及び前条の規定は、当該土地(以下「公園予定地」という。)又は当該公園予定地に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」という。)について準用する。

2 地方公共団体は、前項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(異議の申立及び訴訟)

第二十四条 公園管理者(前条の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。)がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

一 第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項(前条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指示

三 第十一条第一項又は第二項(前条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令
四 第十二条第四項、第十三条又

は第十四条第二項（前条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による負担の決定

2 前項の規定による異議の申立があつたときは、公園管理者である地方公共団体の長は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもって決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 訴願法（明治二十三年法律第五号）第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立について準用する。

第四章 罰則

第二十五条 第十一條第一項又は第二項（第二十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第二十三條の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。）の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項（第二十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公園施設（予定公園施設を含む。）を設け、又は管理した者

二 第六條第一項又は第三項（第二十三條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公

園予定地を含む。）を占用した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 （施行期日）
この法律は、布公の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 （既設公園の取扱）
この法律の施行の際現に都市計画区域内において地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理している公園若しくは緑地又は都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理しているもの（国立公園計画等）に基いて設けられている国立公園法第二條に規定する施設で公園又は緑地に該当するものを除く。以下「既設公園」という。）は、この法律の施行の日において、当該地方公共団体又は当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体が設置する都市公園となるものとする。

3 この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園の施設（第二條第二項各号に掲げる施設に該当する既設公園の施設をいい、当該既設公園を管理する地方公共団体の長がこの法律の施行の際当該既設公

園の効用を全うするものでないものとして指定する施設及び国立公園計画等に基いて設けられている国立公園法第二條に規定する施設を除く。以下「既設公園施設」という。）として設けられている建築物の建築面積及びこの法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設として新設又は増設の工事が行われている建築物の建築予定面積の總計が、第四條第一項に規定する公園施設の設置基準に適合していない場合においても、これらの建築物は、同条同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日以後においてもなお存置することができる。

4 この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設を設け、又は管理している者で公園管理者となるべき者以外のものは、その権原に基いてなお当該既設公園施設を設け、又は管理することができ、ものとされている期間（当該期間が十年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して十年とする。）は、従前と同様の条件により、当該公園施設を設け、又は管理することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて第七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けるため既設公園を占用して当該工作物その他の物件又は施設の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者についても、同様とする。

5 この法律の施行の際現に権原に

基いて第七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて既設公園を占用している者は、その権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされ、この期間（当該期間が第六條第四項前段に規定する政令で定める期間をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して、当該政令で定める期間とする。）は、従前と同様の条件により、当該工作物その他の物件又は施設を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

七條各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて第六條第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占有して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がその権原に基いてなお当該既設公園を占有することができ、ものとされてゐる期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第

でこの法律の施行の際都市公園となるものを構成する国有に属する土地物件については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十一条の規定にかかわらず、当該土地物件に係る都市公園が設置されている間、当該都市公園を管理すべきものとなつた地方公共団体に無償で貸し付けるものとする。ただし、当該都市公園を構成する国有の土地のうち附則第六項に規定する工作物等の敷地であるものについては、当該工作物等の敷地である期間中は有償とする。

（建設省設置法の改正）

10 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 都市公園法（昭和三十一年法律第 号）の施行に關する事務を管理すること。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地代家賃統制令の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

地代家賃統制令の一部を改正する法律

地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一 借地について改良工事がなされたとき、又は借家について改良工事がなされたとき、認められる工事は、建設省令で定める。

前項第一号に規定する大修繕と認められる工事は、建設省令で定める。

第八条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十五条第一項中「第七条及び第八条の規定による認可をする場合」を「第八条第一項の規定により職権で地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額を減額する場合」に改める。

第二十三条第二項中「第三号乃至第六号に規定する建物のうち居住の用に供する部分」を「第三号乃至第七号に規定する建物のうち当該建物の一部を賃借している者がこれを居住の用に供し、かつ、その床面積が三十坪以下である場合における当該部分（以下この条において「賃借部分」という。）に、「第三号乃至第六号の用に供する部分」を「第四号乃至第七号の用に供する部分」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 延べ面積が三十坪をこえる建物（当該建物の延べ面積から賃借部分の床面積（当該賃借部分の一部を転貸している場合においても当該賃借部分の床面積とする。以下この号において同じ。）又は賃借部分の床面積の合計を差し引いた部分の床面積が三

十坪以下である建物を除く。）及びその敷地

第二十三条第三項中「第三号乃至第六号」を「第三号乃至第七号」に、「居住の用に供する部分」を「賃借部分」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十坪以下である建物を除く。）及びその敷地

第二十三条第三項中「第三号乃至第六号」を「第三号乃至第七号」に、「居住の用に供する部分」を「賃借部分」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。